

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱  
の一部を改正する告示

我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱（平成元年告示第156号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
区分	範囲	交付基準額	摘要	区分	範囲	交付基準額	摘要
1 給与等改善費補助事業	略	略	略	1 給与等改善費補助事業	略	略	略
2 予備保育士等設置費補助事業	略	略	補助対象施設は、 <b>保育所</b> 及び幼保連携型認定こども園の保育部分（2号又は3号認定部分で	2 予備保育士等設置費補助事業	略	略	補助対象施設は、 <b>保育園</b> 及び幼保連携型認定こども園の保育部分（2号又は3号認定部分で

			あって、 2号及び3号認定の定員の合計が20人以上の施設に限る。)とする。
3	長略	1時間当たり <u>1,070円</u> ×保育補助の年間勤務時間数(18時以降に勤務した分に限る。)	補助対象施設は、認定こども園、 <u>保育所</u> 及び小規模保育事業所の保育部分(2号又は3号認定部分)とする。また、11時間の保育時

			あって、 2号及び3号認定の定員の合計が20人以上の施設に限る。)とする。
3	長略	1時間当たり <u>1,030円</u> ×保育補助の年間勤務時間数(18時以降に勤務した分に限る。)	補助対象施設は、認定こども園、 <u>保育所</u> 及び小規模保育事業所の保育部分(2号又は3号認定部分)とする。また、11時間の保育時

			間外の保育補助(無資格)を対象とする。										
4の項から7の項まで	略	略	略										
8 延長保育促進事業	略	(1) 延長保育事業(1時間延長分) ア 保育所及び認定こども園	略										
		<table border="1"> <tr> <td>最多利用児童数の平均</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>5人以下</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6人～9人</td> <td>1,544,000円</td> </tr> <tr> <td>10人～19人</td> <td>1,639,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～</td> <td>2,042</td> </tr> </table>	最多利用児童数の平均	年額	5人以下	略	6人～9人	1,544,000円	10人～19人	1,639,000円	20人～	2,042	
最多利用児童数の平均	年額												
5人以下	略												
6人～9人	1,544,000円												
10人～19人	1,639,000円												
20人～	2,042												

			間外の保育補助(無資格)を対象とする。										
4の項から7の項まで	略	略	略										
8 延長保育促進事業	略	(1) 延長保育事業(1時間延長分) ア 保育所及び認定こども園	略										
		<table border="1"> <tr> <td>最多利用児童数の平均</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>5人以下</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6人～9人</td> <td>1,505,000円</td> </tr> <tr> <td>10人～19人</td> <td>1,592,000円</td> </tr> <tr> <td>20人～</td> <td>1,983</td> </tr> </table>	最多利用児童数の平均	年額	5人以下	略	6人～9人	1,505,000円	10人～19人	1,592,000円	20人～	1,983	
最多利用児童数の平均	年額												
5人以下	略												
6人～9人	1,505,000円												
10人～19人	1,592,000円												
20人～	1,983												

29人	,000 円
30人～ 39人	2,445, 000 円
40人以上 (10人ごと 加算)	402,0 00円

イ 小規模保  
育事業

小規模保  
育事業のA  
型、B型又  
はC型の区  
分は、我孫  
子市家庭的  
保育事業等  
の設備及び  
運営に關す  
る基準を定  
める条例  
(平成26年  
条例第27  
号)に定め  
るところに  
よる。

(ア) 自園  
調理等

29人	,000 円
30人～ 39人	2,374, 000 円
40人以上 (10人ごと 加算)	391,0 00円

イ 小規模保  
育事業

小規模保  
育事業のA  
型、B型又  
はC型の区  
分は、我孫  
子市家庭的  
保育事業等  
の設備及び  
運営に關す  
る基準を定  
める条例  
(平成26年  
条例第27  
号)に定め  
るところに  
よる。

(ア) 自園  
調理等

最多利用児童数の平均	年額		
	A型	B型	C型
5人以下	略	略	略
6人～9人	1, 228, 000円	1, 228, 000円	1, 228, 000円
10人～19人	1, 300, 000円	1, 297, 000円	1, 297, 000円
20人	319	318	318

最多利用児童数の平均	年額		
	A型	B型	C型
5人以下	略	略	略
6人～9人	1, 192, 000円	1, 192, 000円	1, 192, 000円
10人～19人	1, 263, 000円	1, 260, 000円	1, 260, 000円
20人	310	309	309

0	,00	,00	,00
人	0	0	0
以	円	円	円
上			
(			
1			
0			
人			
ご			
と			
加			
算			
)			

(イ) その他

最 多 利 用 児 童 数 の 平 均	年額		
	A 型	B 型	C 型
5 人	略	略	略

0	,00	,00	,00
人	0	0	0
以	円	円	円
上			
(			
1			
0			
人			
ご			
と			
加			
算			
)			

(イ) その他

最 多 利 用 児 童 数 の 平 均	年額		
	A 型	B 型	C 型
5 人	略	略	略

以下			
6 人 ～ 9 人	1, 1 81, 000 円	1, 1 81, 000 円	1, 1 81, 000 円
1 0 人 ～ 1 9 人	1, 2 43, 000 円	1, 2 40, 000 円	1, 2 40, 000 円
2 0 人 以 上 ( 1 0 人 ご と 加 算 )	304 ,00 0 円	303 ,00 0 円	303 ,00 0 円

(2) 延長保育事 (2) 略

以下			
6 人 ～ 9 人	1, 1 46, 000 円	1, 1 46, 000 円	1, 1 46, 000 円
1 0 人 ～ 1 9 人	1, 2 07, 000 円	1, 2 04, 000 円	1, 2 04, 000 円
2 0 人 以 上 ( 1 0 人 ご と 加 算 )	296 ,00 0 円	295 ,00 0 円	295 ,00 0 円

(2) 延長保育事 (2) 略

業（2時間以上延長分）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	年額
2～3時間	2,460,000円
4～5時間	5,176,000円
6時間以上	6,077,000円

イ 小規模保育事業  
(ア) 自園調理等

延長時間区分	年額		
	A型	B型	C型
2～3時間	1,500円	1,500円	1,500円

業（2時間以上延長分）

ア 保育所及び認定こども園

延長時間区分	年額
2～3時間	2,409,000円
4～5時間	5,122,000円
6時間以上	6,000,000円

イ 小規模保育事業  
(ア) 自園調理等

延長時間区分	年額		
	A型	B型	C型
2～3時間	1,488円	1,488円	1,488円



間			
4	3, 9	3, 9	3, 8
~	82,	82,	76,
5	000	000	000
時	円	円	円
間			
6	4, 6	4, 6	4, 5
時	21,	21,	15,
間	000	000	000
以	円	円	円
上			

(イ) その他

延長 時間 区分	年額		
	A 型	B 型	C 型
2	1, 3	1, 3	1, 3
~	79,	79,	79,
3	000	000	000
時	円	円	円
間			
4	3, 2	3, 2	3, 1
~	41,	41,	35,
5	000	000	000

間			
4	3, 9	3, 9	3, 8
~	47,	47,	41,
5	000	000	000
時	円	円	円
間			
6	4, 5	4, 5	4, 4
時	70,	70,	64,
間	000	000	000
以	円	円	円
上			

(イ) その他

延長 時間 区分	年額		
	A 型	B 型	C 型
2	1, 3	1, 3	1, 3
~	37,	37,	37,
3	000	000	000
時	円	円	円
間			
4	3, 2	3, 2	3, 1
~	23,	23,	17,
5	000	000	000

時間	円	円	円
6時	3,600	3,600	3,500
時間	17,000	17,000	11,000
以上	円	円	円

ただし、(2)における交付基準額が(1)における交付基準額を下回る場合には、(1)における額をもって交付基準額とする。

9 賃借料補助事業	略	略	略
-----------	---	---	---

10 保育士宿舎借り上げ支援事業	略	市内の保育士用宿舎に入居する保育士1人当たり月額 <b>60,000円</b> <b>ただし、令和元年度において本事業の対象となった者が、令和2年4月以降も引</b>	保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第
------------------	---	---	------------------------------------

時間	円	円	円
6時	3,500	3,500	3,400
時間	91,000	91,000	86,000
以上	円	円	円

ただし、(2)における交付基準額が(1)における交付基準額を下回る場合には、(1)における額をもって交付基準額とする。

9 賃借料補助事業	略	略	略
-----------	---	---	---

10 保育士宿舎借り上げ支援事業	略	市内の保育士用宿舎に入居する保育士1人当たり月額 <b>82,000円</b>	保育人材確保事業の実施について（平成29年4月17日雇児発0417第
------------------	---	---	------------------------------------

2号) **別**  
**添 4** 保  
 育士宿  
 舎借り  
 上げ支  
 援事業  
 実施要  
 綱にお  
 ける実  
 施要件  
 を交付  
 要件と  
 する。た  
 だし、市  
 内に住  
 民登録  
 がある  
 保育士  
 が、転居  
 し保育  
 士用宿  
 舎に入  
 居する  
 場合を  
 除く。ま  
 た、補助  
 対象経  
 費の4  
 分の1

2号) **別**  
**添 5** 保  
 育士宿  
 舎借り  
 上げ支  
 援事業  
 実施要  
 綱にお  
 ける実  
 施要件  
 を交付  
 要件と  
 する。た  
 だし、市  
 内に住  
 民登録  
 がある  
 保育士  
 が、転居  
 し保育  
 士用宿  
 舎に入  
 居する  
 場合を  
 除く。ま  
 た、補助  
 対象経  
 費の4  
 分の1

			は、事業者の負担とする。
11 看護師等設置費補助事業	略	保健師 $1,440円 \times 7.75時間 \times 20日 \times 12月 \times 配置月数 / 12月$ 看護師 $1,430円 \times 7.75時間 \times 20日 \times 12月 \times 配置月数 / 12月$ 准看護師 $1,210円 \times 7.75時間 \times 20日 \times 12月 \times 配置月数 / 12月$	略
12 保育所等業務効率化推進事業（保育所等に	略	略	略

			は、事業者の負担とする。
11 看護師等設置費補助事業	略	保健師 $1,410円 \times 7.75時間 \times 20日 \times 12月 \times 配置月数 / 12月$ 看護師 $1,390円 \times 7.75時間 \times 20日 \times 12月 \times 配置月数 / 12月$ 准看護師 $1,180円 \times 7.75時間 \times 20日 \times 12月 \times 配置月数 / 12月$	略
12 保育所等業務効率化推進事業（保育所等に	略	略	略

おけるICT化推進事業)				おけるICT化推進事業)			
13 新略 型コ ロナ ウイ ルス 感染 症の 感染 拡大 防止 を図 る事 業	略	(1)及び(2) 略  (3) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年6月19日子発0619第1号）別紙新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱に規定する新型コロナウイ	(1)及び(2) 略  (3) 対象経費は、範囲の欄に掲げる経費	13 新略 型コ ロナ ウイ ルス 感染 症の 感染 拡大 防止 を図 る事 業	略	(1)及び(2) 略  (3) 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年6月19日子発0619第1号）別紙新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱に規定する新型コロナウイ	(1)及び(2) 略  (3) 対象経費は、範囲の欄に掲げる経費

ルスの感染拡大防止対策事業をいう。)

ア 保育所等  
1施設当  
たり  
500,000円  
を限度とす  
る。

ア  
補助  
対象  
施設  
は、  
保育所  
、  
幼保  
連携  
型  
認定  
こども

ルスの感染拡大防止対策事業をいう。)

1施設当  
たり500,000円  
を限度とす  
る。

園  
及  
び  
小  
規  
模  
保  
育  
事  
業  
所  
と  
す  
る  
。

イ 延長保育  
事業  
1施設当  
たり  
500,000円  
を限度とす  
る。

イ  
(2  
)  
の  
対  
象  
経  
費  
と  
な  
っ  
た  
経  
費  
を

		<b>除 く 。</b>			
	(4) 子育て世帯への給食費支援事業 1施設当たり り <b>月 額</b> 300,000円を 限度とする。	(4) 略		(4) 子育て世帯への給食費支援事業 1施設当たり り 300,000円 を限度とする。	(4) 略
備考 略			備考 略		

様式第2号中

「

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止を図る事業	安全対策事業						
	延長保育事業						
	新型コロナウイルスの感染 拡大防止対策 事業						
	子育て世帯への給食費支援 事業						

」を



「

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止を図る事業	安全対策事業							
	延長保育事業							
	新型コロナウイルスの感染 拡大防止対策 事業（保育所 等分）							
	新型コロナウイルスの感染 拡大防止対策 事業（延長保 育事業分）							
	子育て世帯へ の給食費支援 事業							

」に、

様式第10号及び様式第11号中

「

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止を図る事業	安全対策事業								
	延長保育事業								
	新型コロナウイルスの感染 拡大防止対策 事業								
	子育て世帯へ の給食費支援 事業								

」を

「

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止を図る事業	安全対策事業								
	延長保育事業								
	新型コロナウイルスの感染 拡大防止対策 事業（保育所 等分）								
	新型コロナウイルスの感染 拡大防止対策 事業（延長保 育事業分）								
	子育て世帯へ の給食費支援 事業								

」に

改める。

#### 附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の我孫子市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。